

令和 2 年 第 1 4 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 2 年 7 月 2 8 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	蓮	沼	秋
委員	石	井	治
委員	庭	野	和
委員	古	卷	勲

事務局	教育推進課長	飯	田	常	雄
	学務課長	甲	斐	豊	明
	指導室長兼教育研究所長	近	津		勉
	学校施設課長	石	塚		修
	統括指導主事	百	々	和	世
	統括指導主事	千	葉	一	知

書 記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	杉	浦	佳	之
	同 主査	志	村	一	彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後１時 ただいまから、令和２年第１４回教育委員会定例会を開催します。 日程第１、署名委員を決定します。蓮沼委員と石井委員にお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 初めに、陳情第１号を審議いたします。初めて付議されるものですので、事務局より陳情文の朗読をお願いいたします。
飯田教育推進 課長	それでは、朗読させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 ２０２０年７月１６日。東京都江戸川区教育委員会教育長、千葉孝殿。 請願書。 日頃、貴委員会におかれては、よりよい公教育の維持に向け取り組まれておりますことに敬意を表します。 本日、本年８月３１日までに貴委員会において予定されている２０２１年度用中学校教科書の採択の議決について、下記の要望を申し出る請願書をここに提出いたします。 １、請願内容。江戸川区立中学校で使用する２０２１年度用教科書の採択に際しては、社会科歴史的分野の育鵬社版を採択しないように求めます。 ２、請願の理由。育鵬社版歴史的分野教科書は、古代の記述段階から過剰に国家主義を強調し、近現代では明治憲法下の内政外交及び軍事行動の正当化に力点を置くことで、近隣諸国よりも日本社会が優越しているかの誤った認識を生徒に植え付ける危険性を色濃く内包していることが、広く指摘されています。 とりわけ、国際化が時代の趨勢となり、近隣諸国との融和維持が求められる東京都においては、間違ってもこうした特性を有する育鵬社版歴史教科書を採択すれば、禍根を残すことになるかと危惧されます。 以上、念押しの意味も込めて請願書を提出するものです。 ＊本件請願についての審議結果等をお知らせくださるよう望みます。 以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 続きまして、陳情内容に関連して、教科書を採択する過程において基準となる国や都からの通知等について、事務局から説明をお願いします。
近津指導室長	まず、この教科書の採択に関わる基本的な法令につきまして、ご説明させ

	ていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条に、教育委員会の職務権限というものが示されてございます。 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で次に掲げるものを管理し、及び実行するとあり、その6に教科書その他の教材の取扱いに関するものと記されております。つまり、これにより、教科書の採択につきましては、教育委員会にその権限と責任があるということになってございます。 続きまして、令和2年3月27日付け、文部科学省初等中等教育局長より、各都道府県教育委員会教育長宛てに出されました教科書採択における公正確保の徹底等についてという通知でございます。内容について、必要なところを読み上げさせていただきます。教科書は、その採択については、公立学校において使用する教科書については、当該学校を所管する教育委員会が権限を有しています。このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることがないよう、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会は採択結果やその理由について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要になりますと記されてございます。 その中の、(3)過当な宣伝活動等への対処についてというふうに示されている部分に、次のような記載がございます。教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静謐な環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われるよう、努めることとございます。つまり、教育委員会において、その判断と責任において公正かつ適切に教科書を採択することというふうに示されてございます。 なお、令和2年4月23日付け、東京都教育委員会教育長から区市町村教育委員会教育長宛てに出されました教科書採択における公正確保の徹底、及び令和3年度使用教科書の採択事務処理について通知の中にも、この先ほど読み上げさせていただきました文部科学省の通知を参酌して、適正かつ公正に教科書採択することというふうに示されてございます。
教 育 長	ありがとうございます。 ただいまの件にまいりまして、各委員のご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。
蓮 沼 委 員	本陳情に記載されている思想は、特定の会社の教科書を採択しないように

	求めるものと理解しておりますけれども、やはり採択過程においては、様々な意見を聞くことは必要ですけれども、最終的にはあらゆる外的働きかけによらず、今、指導室長が説明してくれたように、教育委員会の権限において、江戸川区の子どもたちのためになる最善の教科書を決定していくと、そのように考えています。
教 育 長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
石 井 委 員	採択の過程におきまして、特定の教科書を採択するか、しないか、また、そのぜひも含めて明らかにすることは不適切であると考えております。
教 育 長	ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。
古 卷 委 員	そのとおりだと思います。
庭 野 委 員	そのとおりでありまして、今、指導室長からご説明があった中の外部からのあらゆる働きかけに左右されないことという通知をひいていただきましたけれども、そのとおりと考えて、これは不適切というふうに判断しました。
教 育 長	ありがとうございます。 皆様からご意見頂きました。それでは、第1号陳情につきましては、本日結論を出したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ありがとうございます。 それでは、第1号陳情について、結論を出します。 ただいまの皆様方からの意見ですと、特定の出版会社の教科書を採択しないでほしいという、本陳情の願意につきましては、これは不採択ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長	それでは、陳情第1号につきましては、不採択とすることといたします。 以上で、陳情第1号の審査を終了いたします。 次に、第37号議案、令和3年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
指 導 室 長	それでは、第37号議案、令和3年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択につきまして、ご審議いただきたいと思います。 お手元には、小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択についてということで、採択の一覧表をお届けしてございます。 まず、はじめに、小・中学校ともに知的障害特別支援学級におきましては、通常の学級と同様に、文部科学省の検定を通った当該学年の教科書を使用することを原則としてございます。つまり、通常の学級の学校に設置されている知的障害特別支援学級でございますので、原則としては通常の学級と同様の教科書を使用することということが原則となっているというところでございます。 しかしながら、児童生徒の障害の種類、あるいは程度、さらには能力や特性に応じて、実際の学年よりも下の学年の教科書を使用する場合、それから、文部科学省が特別支援学校用に作成した図書、これはいわゆる星本と言われているものですが、この読書や一般に販売されている一般図書を教科書として使用したりすることを校長からの申請に基づき、教育委員会が決定できることとなってございます。原則としては通常の教科書を使うこと。それから、それが使えない場合には他学年の教科書を使うこと、さらにその子どもたちの能力、実態に応じては文部科学省が著作を有する、いわゆる星本と言われているこの教科書を使用する。さらに、それでもまだ子どもたちの実態に合わないということであれば、一般図書、これは附則第9条本と言われているかもしれませんが、この一般図書を使用することというふうになっているということでございます。 本日、各学校、特別支援学級の知的障害特別支援学級の設置されている学校長から出されているこの資料には、各学校の申請内容をまとめた形になってお示しをしてございます。今回は、全ての学校が通常の学級と同じ教科書を使う検定本のみの区分で申請をしてくれてございます。ご覧いただきますと、各学校の小学校のほうでは、各学校の区分検定となっており、発行されるには出版社が記されてございます。 ページをめくり進んでいただきまして、中学校で設置している特別支援学級につきましては、区分検定となっておりまして、発行者名につきましては、

	空欄のままでございます。これは中学校の教科書につきましては、これから採択をするということでございますので、この発行者名につきましては、現在空欄ということでございます。したがって、自動的に中学校の教科書が採択された後、そこには同等の発行者名が記されることになります。以上、各学校からの申請のと通りの採択でよろしいか、ご審議をお願いするものでございます。
教 育 長	ありがとうございます。 ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。
古 卷 委 員	たしか、去年だか一昨年だか、チェックしたような記憶がありますが。
石 井 委 員	再読をした。
古 卷 委 員	そうです。問題ないということで。ですから、特に問題なければ、このままでいいと思います。
教 育 長	この件につきまして、他になれば、第37号議案は原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして令和2年第14回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後1時13分